

公 告

浜田市障がい福祉計画（第 8 期）・浜田市障がい児福祉計画（第 4 期）
策定業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

浜田市障がい福祉計画（第 8 期）・浜田市障がい児福祉計画（第 4 期）策定業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、浜田市プロポーザル方式実施要綱（平成 28 年浜田市訓令第 3 号）第 10 条第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 5 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 1 業務名 浜田市障がい福祉計画（第 8 期）・浜田市障がい児福祉計画（第 4 期）策定業務
- 2 業務の目的
この業務は、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するための業務で、浜田市総合振興計画及び浜田市地域福祉計画を上位計画とし、浜田市障がい者計画、浜田市健康増進計画等の各種計画との整合を図りながら策定するものとする。
- 3 業務概要 「浜田市障がい福祉計画（第 8 期）・浜田市障がい児福祉計画（第 4 期）策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり
- 4 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 参加表明書提出期限 令和 8 年 6 月 29 日（月） 17 時必着
- 6 提案書提出期限 令和 8 年 7 月 24 日（金） 17 時必着

（裏面に続く）

7 担当課の名称及び連絡先

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地（東分庁舎1階）

浜田市 高齢障がい福祉課 障がい福祉係

担当：大下、川神

電話番号 0855-25-9322

電子メールアドレス korei@city.hamada.lg.jp

その他詳細は、浜田市ホームページをご覧ください。

浜田市障がい福祉計画（第 8 期）・浜田市障がい児福祉計画（第 4 期）
策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この業務は、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するための業務で、浜田市総合振興計画及び浜田市地域福祉計画を上位計画とし、浜田市障がい者計画、浜田市健康増進計画等の各種計画との整合を図りながら、各計画に盛り込むべき事項を網羅するものとする。

また、これまでの障がい福祉サービスや地域生活支援事業等への取組状況を踏まえ、各種アンケート調査の再分析等を実施し、それに基づいた課題分析と今後必要となるサービスの推測を行いながら、関係する支援団体等へのヒアリング調査を行うものである。

2 業務名

浜田市障がい福祉計画（第 8 期）・浜田市障がい児福祉計画（第 4 期）策定業務

3 業務概要

(1) 業務内容

別紙「浜田市障がい福祉計画（第 8 期）・浜田市障がい児福祉計画（第 4 期）策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(2) 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 業務委託予定価格（上限額）

3,608,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

本提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の分類「役務」の大分類「情報処理」、「各種検査・調査」、「企画・製作」、「その他役務」のいずれかに登録されている者

※ 参加の意向があつて、現在、有資格者名簿に登録がない場合は、高齢障がい福祉課 障がい福祉係に事前に連絡することで、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。その上で、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 8 年 6 月 19 日（金）までに郵送（当日必着）すること。また、島根県電子調達システムからの申請において、申請先は「浜田市」のみを選択すること。

(3) 公告（公募開始）の日（令和 8 年 6 月 5 日）において、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領に基づく指名停止を受けている期間にない者

- (4) 浜田市又は他の自治体において、過去に本業務と同種・類似の業務を請け負った実績がある等、本業務を実施できる専門的なノウハウを有する者

5 公募書類の配布

企画提案に係る各種資料の配布を次のとおり実施する。

- (1) 配布期間
令和8年6月5日（金）から令和8年7月24日（金）まで
- (2) 資料入手方法
浜田市ホームページに掲載するので、必要書類をダウンロードすることにより入手すること。

6 プロポーザル参加の手続

参加を希望する者は、4の参加資格を満たしていることを確認の上、次のとおり申込をすること。

- (1) 提出書類
ア 参加表明書（様式第1号）
イ 業務実績等調書（別紙1）
ウ 主任研究員配置予定者調書（別紙2）
- (2) 提出期限
令和8年6月29日（月） 17時必着
- (3) 提出場所
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地（東分庁舎1階）
浜田市高齢障がい福祉課 障がい福祉係に持参又は郵送
（郵送する場合は、事前に郵送される旨を浜田市高齢障がい福祉課 障がい福祉係まで連絡すること。Tel：0855-25-9322）
- (4) 参加資格の通知
申込をした者には資格要件を確認の上、参加資格の有無について結果を文書で通知する。また、提案資格を有する者に対し、提案書の提出を依頼する。
なお、第2号に掲げる提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案資格を有しない旨の通知を受けた場合は、提案書を提出できないものとする。

7 質問及び回答方法

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（別紙3）により提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年7月17日（金） 17時必着
- (2) 提出方法
質問書（別紙3）より電子メールで提出すること。提出の際は、必ず送信の旨を電話連絡すること。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、担当者から電子メールにより通知する。ただし、質問に回答することによって、他の事業者との公平性を逸するおそれがある事項については、速

やかに参加表明書（様式第1号）を提出した全事業者に回答内容を提供する。

※ 事業者名は非公表

(4) 提出先

浜田市 高齢障がい福祉課 障がい福祉係

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地（浜田市役所東分庁舎1階）

TEL：0855-25-9322（直通） FAX：0855-22-9733

E-mail：korei@city.hamada.lg.jp

8 提案書の提出

プロポーザル方式提案資格が有ると認められた者は、次のとおり提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月24日（金） 17時必着

(2) 提出場所

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地（東分庁舎1階）

浜田市高齢障がい福祉課 障がい福祉係へ持参又は郵送

（郵送する場合は、事前に郵送される旨を浜田市高齢障がい福祉課 障がい福祉係まで連絡すること。Tel：0855-25-9322）

(3) 提出書類

ア 企画提案書 8部

イ 見積書 8部

(4) 提案書の様式及び記載上の留意点

ア 提案書の様式は、A4版両面印刷を原則とする。

イ 表紙に表題、会社名、代表者名、連絡先を記すこと。

ウ 提案書本文の用紙枚数は、表紙、目次を除き25ページ以内とする。

エ 提案書の内容を1つのPDFファイルにまとめ、電子データでも提出すること。

オ 仕様書等の記載内容を踏まえること。

カ 参考見積書の作成について

(ア) 作成内容

○参考見積書は自由様式とするがA4版で作成すること。また、参考見積書の宛名は浜田市長とし、提出日、業務名、社名、代表者名等を記載すること。

○見積金額は消費税及び地方消費税を含めた金額とすること。

(イ) 見積限度額

○委託額は3,608,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度とし、これを超える金額での提案は認めない。

【提案書への記載事項】

仕様書の目的・業務内容等を踏まえ、以下の内容を盛り込んで作成すること。

項 目	記載内容
1 基本的な考え方、実施体制	
(1) 実施方針	仕様書に明記した本業務の目的を十分理解したうえで、本業務に対する貴社の基本的な考え方を明確に記述すること。
(2) 実施体制	業務に取り組む際の貴社における策定体制（担当する研究員の人数、常駐する場所等）を記述すること。また、打合せ等のため来庁が可能な回数等、発注者との連携方法について記述すること。
(3) 情報管理	貴社の情報セキュリティに関する取組状況及び業務実施場所におけるセキュリティ、データ管理方法について記述すること。
2 業務内容についての考え方	
(1) 浜田市の現状・課題分析	国や県の動向を踏まえつつ、浜田市の現状・課題について記述すること。
(2) 計画策定方針	このたび策定する障がい福祉計画（第8期）・障がい児福祉計画（第4期）について、計画策定の方向性、策定のポイント等について記述すること。
(3) 実施スケジュール	計画策定までのタイムスケジュール及び貴社と発注者との役割分担について記述すること。
(4) 基礎調査の実施	計画策定に必要な基礎調査の実施に関して、貴社が想定している調査項目及び調査手法に関して記述すること。
(5) 地域課題の分析・把握	地域の問題や課題を把握・分析するための独自の工夫や提案について記述すること。
(6) 障がい者アンケート再分析	計画策定にあたり、過去に実施した障がい者アンケート結果を再分析することとする。貴社が想定している調査項目及び分析手法の概要について記述すること。また、対象者選定に際して、発注者から提供すべきデータ等があれば、その内容について、記述すること。
(7) ヒアリング調査の実施	計画策定のために実施するヒアリング調査の対象として、貴社が想定している団体等の名称及びヒアリング内容について記述すること。また、ヒアリング調査において発注者が担当すべき事項があれば記述すること。
(8) 委員会等への支援	計画策定時に開催する委員会等への支援に関して、貴社が想定する内容等を記述すること。
(9) 事業者のアピールポイント	事業者の強みを生かした工夫や独自提案等があれば記述すること。

3 業務の受託状況について	
(1) 近隣での実績	これまで近隣（県内）及び浜田市において、計画策定に携わった実績があれば、記述すること。
(2) 全国での実績	全国における本計画に関連した福祉計画の策定実績があれば、記述すること。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和8年8月3日（月）（予定）（詳細は提案者に別途通知する。）

(2) 実施方法

対面又はリモートにより実施

(3) 場所

浜田市第2東分庁舎 2階南会議室 （詳細は提案者に別途通知する。）

(4) 実施方法

各提案者につきプレゼンテーション出席者は3人以内とし、実施時間はプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。

パワーポイントの使用を可能とし、パワーポイントを使用する事業者は事前に高齢障がい福祉課に連絡を入れること。ただし、提案説明は提出済みの提案説明書をもとに行い、その内容を逸脱してはならない。

(5) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、提案書の提出時に抽選を行い決定する。抽選を行う順番は提案書の受付順とし、持参の場合は提案書の持参者、郵送の場合は事務局が順番を記入したくじを引き決定するものとする。

10 関係資料等の貸与について

関係資料については、プロポーザルの公平性を逸しない範囲内で貸与できるものとする。（要事前相談）

11 選定方法・評価基準

事業者の選定については、提案書等の提出書類の内容及びプレゼンテーションの内容に基づき、発注者が設置する「浜田市障がい福祉計画及び浜田市障がい児福祉計画策定業務委託に係る提案競技審査委員会」において、あらかじめ定められた評価基準表（別紙4）により総合的に審査し、委託候補者を選定する。

企画提案書提出事業者が多数の場合は、提出された企画提案書等について評価基準表に基づき書類選考を実施し、プレゼンテーション実施事業者の数を制限することがある。なお、書類選考を実施した場合、申込みを行ったすべての事業者に対し、文書によりその旨を連絡する。

応募者が1者のみの場合は、基準点を60点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を最優秀提案者とする。（基準点を満たさない場合は、該当なしとする。）

プレゼンテーションの評価経過については非公表とし、評価結果についての異議申立ては受け付けない。ただし、選定された事業者名及び評価結果については、公表の対象とする。

12 契約方法

本プロポーザル審査結果により決定した委託候補者と協議し、市と委託候補者の双方が合意に至った後、業務委託契約を締結する。

委託候補者との協議において合意に至らなかった場合は、委託候補次点者との協議を行う。契約締結後、本提案における参加資格の欠格、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとする。

13 留意事項

- ・本プロポーザルの参加に係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- ・プロポーザルに関して提出した書類等（以下「提出書類」という。）は、この要領に認めるものを除き、変更又は取消しができないものとする。
- ・提出された提出書類は返却しない。
- ・参加資格を有しない者が提出した提出書類は、無効とする。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ・応募した提案内容に関する著作権は、その応募者に帰属する。
- ・採用した提案内容に関する使用権は、浜田市に帰属する。
- ・提案書の内容及び当市の評価については、浜田市情報公開条例（平成 17 年条例第 20 号）第 7 条に規定する不開示情報を除き、情報公開の対象となる。

事業者選定プロポーザル スケジュール（予定）

内容	期間等	備考
公募開始	令和8年6月5日（金）	告示、ホームページ
公募書類の配布期間	令和8年6月5日（金）～ 令和8年7月24日（金）	ホームページ上で配布
参加申込書類の提出期限	令和8年6月29日（月）	持参又は郵送 17：00 必着
質問書受付期限	令和8年7月17日（金）	17：00 必着 （電子メール）
提案書提出期限	令和8年7月24日（金）	17：00 必着 （持参又は郵送） 提出時にプレゼン順くじ 引き
審査委員会開催 （提案者多数の場合）	令和8年7月27日（月）	
プレゼンテーション予定日	令和8年8月3日（月）	プレゼン 20分程度 質疑応答 10分程度
選定結果通知	令和8年8月4日（火）以降	

業務実施スケジュール（予定）

内容	目安
現状把握（統計整理、資料づくり、他関連計画の把握整理）	令和8年8月上旬～下旬
アンケートの再分析・報告書作成	令和8年8月下旬～9月下旬
関係各所へのヒアリング調査、取りまとめ	令和8年9月～10月上旬
骨子案の作成	令和8年10月上旬～下旬
計画素案の作成（他計画との調整を含む。）、 素案の編集・修正・校正	令和8年11月～令和9年2月上旬頃
パブリック・コメントの実施、意見結果の 分析、反映作業	令和9年1月上旬～下旬
計画作成（最終案）	令和9年2月中旬
印刷製本	令和9年2月中旬～3月上旬 ただし、納品は3月25日までとする。
議会報告	令和9年3月
各計画策定委員会、打合せ	随時実施

○担当部署(申込書類の提出先・問合せ先)

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地(東分庁舎1階)

浜田市 高齢障がい福祉課 障がい福祉係

担当: 大下、川神

TEL:0855-25-9322(直通) FAX:0855-22-9733

E-mail: korei@city.hamada.lg.jp

浜田市障がい福祉計画（第8期）・浜田市障がい児福祉計画（第4期） 策定業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するための業務であり、浜田市総合振興計画、浜田市地域福祉計画を上位計画とし、浜田市障がい者計画、浜田市健康増進計画等の各種計画との整合を図りながら、各計画に盛り込むべき事項を網羅するものとする。

また、これまでの障がい福祉サービスや地域生活支援事業等への取組状況を踏まえ、既存のアンケート調査結果の再分析等を実施し、それに基づいた課題分析と今後必要となるサービスの推測を行いながら、関係する支援団体等へのヒアリングの調査を行うものである。

2. 業務名

浜田市障がい福祉計画（第8期）・浜田市障がい児福祉計画（第4期）策定業務

3. 委託概要

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

業務の遂行に当たっては、浜田市総合振興計画、浜田市地域福祉計画を上位計画とし、浜田市障がい者計画、浜田市健康増進計画等の各種計画との整合を図りながら、各計画に盛り込むべき事項を精査しながら進めることとする。

(1) 国の制度改正等の動向の把握

障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づきながら、新たなサービス、又は改正を進めているサービス等の現状のサービス等を踏まえながら策定する必要がある。このため、関連する資料等の収集を行い、計画策定の基礎資料として整理する。

(2) 現状分析

既存の統計資料や各種サービスの実績、地域実態等から、本市における課題、問題点を分析する。

①障がい福祉サービス等の給付実績等の集計、分析

本市における障がい別の障がい者等の状況を整理し現状を把握するとともに、障がい福祉サービス等の給付状況を集計、分析する。

②障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の目標値に対する進捗評価に係る支援

現行計画で設定している各種サービスの目標値、実績値をもとに進捗状況を整理する。

③障がい福祉計画及び障がい児福祉計画関連事業の課題分析に係る支援

②を踏まえて、サービスごとに課題を把握して、次期計画策定の基礎資料となりうる分析を行う。

(3) アンケート調査の再分析

浜田市障がい者計画（計画期間：令和5年度から令和9年度）策定に際して実施したアンケート調査などの既存の調査資料を詳細に分析し、現況との比較を行うなどによって、障がい者等福祉施策の検討基礎資料とする。

①再分析及び現況を踏まえた資料

既存の調査資料を再分析し、現況を踏まえたサービス利用、ニーズ推測の報告書を作成する。

- ・再分析結果報告書：1部

(4) 関連団体等へのヒアリング調査

アンケート調査での回答内容を踏まえ、ヒアリング調査を行い、アンケート調査の補足、充実を行う。なお、調査には浜田市職員も同行する。

①対象

地域住民、障がい者団体、ボランティア団体、障がい者施設等の中からの実施を想定

②内容

調査シートを作成し、聞き取り調査を実施、とりまとめ。

③調査期間

2日程度を想定

(5) 事業量等の推計支援

アンケートの再分析結果報告及び現状分析結果を踏まえ、以下の点を踏まえた分析を行う。なお、事業量の推計では、算定した値をもとに発注者と調整を行い、推計値を確定させる。

- ・「サービス量の見込み」の算出、必要事業量の「確保方策」等が検討できるよう集計、分析を行う。
- ・「サービス量の見込み」については、既存資料を基に人口推計を行ったうえで、集計結果を基に各種事業・サービスの見込量等を推計する。

①人口推計、障がい者等推計に係る支援を行う。

②サービス必要量推計のための各種基礎数値分析に係る支援

③各計画年度における事業量等の算出に係る支援

(6) 次期計画の重点課題・施策方針の明確化と計画書素案の作成

アンケート調査・給付分析等の結果を基に、本市の障がい者福祉ビジョンについて検討・設定の上、これを実現するための施策体系・内容について検討し、次期計画の計画書素案を作成するとともに、計画書としてとりまとめる。

(7) 各種会議の運営支援

障がい者福祉専門部会（2回程度）及び保健医療福祉協議会（2回程度）へ出席し、資料の作成準備、会議録の作成など会議の運営支援を行う。

(8) 打合せ

打ち合わせは浜田市役所において初回、中間、納品時の3回の実施を基本とし、必要に応じて適宜実施する。

5. 成果品

①再分析結果報告書 及び 関連団体へのヒアリング調査一式

②浜田市障がい福祉計画（第8期）・浜田市障がい児福祉計画（第4期）書 200部
A4版 40ページ程度 一色刷り

③業務報告書

④上記に係る電子データ一式（Word、Excel、PDF）

なお、成果品の最終納品日は、令和9年3月25日とする。その他に、必要に応じて適宜提出するものとする。

6. その他

(1) 受託者は、受託する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。

(2) 受託者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。

(3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市との協議の上決定する。

以上

評価基準表

(別紙4)

評価項目		評価基準	配点
事業者の評価	業務実績等	事業執行に必要な水準以上の経営規模・経営状況であるか。	10
		これまでに同種業務または類似業務の受託実績があるか。	
		情報セキュリティに関する取り組みはなされているか。	
研究員の評価	業務責任者(主任研究員)の経験・能力及び専任性	同種業務または類似業務の実績があるか。	10
	担当研究員の経験・能力及び専任性	同種業務または類似業務の実績があるか。	
提案書の評価	実施方針	本業務の目的を十分理解した上で、業務に対する基本的な考え方が明確に記述されているか。	70
	実施体制	県内、近隣に作業実施体制があるか。 事業実施にあたり必要な打ち合わせの回数・連絡体制など、発注者と連携がとれる体制整備が行われているか。	
	情報管理	業務実施場所におけるデータ管理方法・セキュリティが確保されているか。	
	浜田市の現状・課題分析	国や県の動向を踏まえつつ、浜田市特有の現状・課題を的確に把握し、分析がされているか。	
	計画策定方針	計画策定の方向性、ポイントについて、仕様書に記載された目的や業務内容に基づいた提案がされているか。	
	実施スケジュール	計画の策定スケジュールについて、分かり易く、無理のない実施工程となっているか。 提案者と発注者が行うべき作業が明確に記述されているか。	
	基礎調査の実施	計画策定に必要な基礎調査の実施に関して、想定している調査項目及び調査手法が効果的な内容となっているか。	
	地域課題の分析・把握	地域の問題や課題を把握・分析するための独自の工夫・提案があるか。	
	障がい者アンケート再分析	過去に実施したアンケートの再分析手法について、過去のデータを把握し、効果的に分析を行うことができる提案となっているか。必要なサービスの推測につながる提案がされているか。	
	ヒアリング調査の実施	関係団体等へのヒアリングについて、計画策定に効果的な調査対象及び調査手法が提案されているか。	
	委員会等への支援	各種策定委員会の運営について、効果的な支援手法が提案されているか。	
	事業者のアピールポイント	事業者の強みを生かした工夫や独自提案がされているか。	
	提案内容の実現性	提案書が具体的で、実現性がある内容であるか。	
	取組姿勢	本業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	
見積金額の価格点	費用と見積	事業実施に必要な経費の詳細な積算が適切に行われているか。	10